事務連絡

令和５年３月２７日

各地方運輸局自動車交通部長　　殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課地域交通室長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった

レンタカー車両の定期点検について（周知依頼）

　新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和２年５月８日付け国自旅第４３号、国自整第２６号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、その適用期間を令和５年３月３１日まで延長していたところであるが、令和５年４月以降は延長しないこととしたので了知されたい。

　なお、本事務連絡は一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。

事務連絡

令和５年３月２７日

一般社団法人全国レンタカー協会会長　殿

自動車局旅客課地域交通室長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった

レンタカー車両の定期点検について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各地方運輸局等自動車交通部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。